

## 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

適格請求書を交付できるのは「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには、原則として令和5年3月31日までに所轄税務署への登録申請が必要です。

適格請求書発行事業者の登録申請につきましては、既に開始されておりますので、取引業者各位におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス制度公表サイト」をご確認の上、インボイス制度が開始されるまでに登録申請手を完了して頂きますようよろしくお願いいたします。

（参考） 国税庁ホームページ内の「インボイス制度公表サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

※ インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁の専用ダイヤルにお問合せ願います。

【専用ダイヤル】 0120-205-553 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）

（本件お問合せ先）

弘前大学財務部財務管理課支出担当

Tel：0172-39-3038